

高第1011号の4  
令和2年4月14日

各高齢者福祉施設長  
様  
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、兵庫県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年4月15日から5月6日までを期間として、別紙のとおり休業等を要請することといたしております。

社会福祉施設等につきましては、休業要請を行わない施設に分類されており、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令に伴って実施する緊急事態措置について」（令和2年4月8日高第1011号の3。以下「通知」という。）でお示ししているとおり、面会は緊急の場合を除き中止する、「3つの密」（密閉・密集・密接）を回避する等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染拡大防止対策を厳重に徹底しつつ、必要な介護サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

なお、通所サービス又は短期入所の介護サービス事業所におかれましては、通知にお示ししているとおり、介護サービスを利用しなくても居宅等で生活することが可能な利用者に対するサービス利用自粛の協力依頼、代替サービスを必要とする利用者に対する代替サービス確保のための必要な対応等についても御理解と御協力をいただきますよう改めてお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系                  : 2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
---